

堺市地域猫不妊手術助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

申請者

様

堺市長

年 月 日付けで交付申請のあった助成金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

助 成 年 度	年度	助成金の名称	堺市地域猫不妊手術助成金
交 付 決 定 額	円 (8,000円× 頭)		
手術完了期日	年 月 日までとする。		

- 1 助成条件は、次のとおりとする。
- (1) 助成金は、その目的以外に使用しないこと。
 - (2) 手術完了期日までに手術が完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (3) 堺市補助金交付規則（平成12年規則第97号）の規定に従うこと。
 - (4) 地域猫の不妊手術を実施する前に、活動地域の住民に対して地域猫活動の実施について周知し、地域猫に飼い主がいないことを確認すること。
 - (5) 地域猫活動によって生じた苦情やトラブルに対応すること。
 - (6) 申請内容に変更がある場合は、別紙様式第3号により変更の届出をすること。
 - (7) 手術完了後、別紙様式第4-1号により実績報告をすること。
 - (8) 助成金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、助成金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- 2 交付決定を受けた者を代表とする活動団体は、次の活動に努めなければならない。
- (1) 飼育可能となった地域猫に新しい飼い主を探す活動
 - (2) 活動地域の飼い猫の適正飼育の普及・啓発活動